

令和7年度「大阪産(もん)名品」新規認証商品 募集要項

大阪産(もん)名品とは

「天下の台所・大阪」で長く愛され続けている、お土産や贈り物にもおすすめの加工食品のことで、大阪府では、これらを「大阪産(もん)名品」として認証し、大阪の食の魅力を全国に発信しています。

愛され続けるもん「名品」



認証された場合のメリット

- ・「大阪産(もん)名品」認証マークを使用し、大阪らしさをPRできます。
- ・府のホームページやカタログ等により一体的にPRします。
- ・府等が開催するイベントや商談会等に出展いただけます。

1. 商品の要件

- ・土産物等として持ち帰りできる加工食品に限ります。※お店で飲食する加工食品は対象外です。
- ・製造開始から5年以上が経過していること。
- ・申請は、各者1商品まで。

2. 申請者の資格

大阪府内に主たる事業所を有し、認証を受けようとする商品を国内で製造(他事業者に委託して製造する場合を含む)している食品加工業者等。

3. 募集期間

令和7年4月11日(金)14時から同年6月10日(火)17時

※原則大阪府の行政オンラインシステムを用いた電子申請となります。

4. 申請の手順

「7. 申請書類ダウンロード・提出フォーム」
から申請書様式をダウンロード

・申請書様式に必要事項を全て記入する。
・「5. 必要書類」を確認する。

「7. 申請書類ダウンロード・提出フォーム」に必要事項を入力。
同フォーム内に、作成した申請書と必要書類を添付。

申請完了

5. 必要書類 ※チェックリストとしてご使用ください。

☐	必須	大阪産(もん)名品認証申請書(様式第1号)
☐	該当する場合のみ	同意書(様式第2号) ※製造者自らが申請する場合は不要
☐	(ア)、(イ)のいずれかが必須	申請者の概要が分かる資料 (ア)・定款又は規約その他これらに類する書類 (イ)・法人にあっては当該法人の登記簿謄本の写し ※申請受付時点において発行日から3か月以内のもの ・個人にあっては、申請者の住民票 ※申請受付時点において発行日から3か月以内のもの ※本籍地及び個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの
☐	必須	府税に未納のないことの証明書(納税証明書) ※各府税事務所で取得
☐	必須	消費税及び地方消費税に未納の無いことの証明書(納税証明書) ※税務署で取得
☐	該当する場合のみ	申請商品に係る生産、製造、販売等について、法令等に基づく許可等を要する場合は、当該許可を受けていることを証する書類の写し ※食品営業許可証など
☐	必須	申請商品の製造年数を証明する資料 ※製造年数を客観的に証明できるチラシ、新聞記事、雑誌の切り抜き等
☐	必須	申請商品の一括表示ラベルの写し
☐	必須	申請商品の写真
第1次審査通過時		申請商品の見本(申請時点では提出は不要です。)

令和7年度「大阪産(もん)名品」新規認証商品 募集要項

6. 募集案内ページ

「令和7年度 大阪産(もん)名品新規認証商品を募集します」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120110/ryutai/meihin/r7meihinboshu.htm>



7. 申請書類ダウンロード・提出フォーム(行政オンラインシステム)

「【6月10日17時締切】令和7年度「大阪産(もん)名品」新規認証商品応募申請」

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/8dd04042-25ad-4473-a73d-25cc000dbcfa/start>



※行政オンラインシステム以外の方法で提出をご希望の場合は、必ず事前にご相談ください。

※申請内容について確認を行いますので、必ず、お手元に提出書類の副本(コピーや電子データ)を残しておいてください。

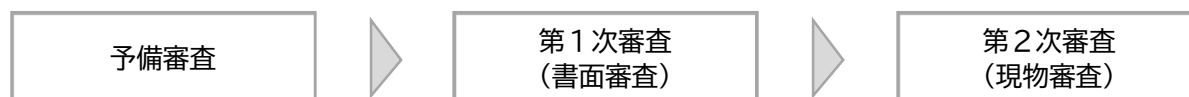
8. 認証審査について

提出された申請書類等を予備審査のうえ、大阪産(もん)名品認証審査会において、大阪産(もん)名品認証基準に基づき審査を行います。

○審査項目

7項目(伝統、大阪らしさ、独自性、信頼性、市場性、将来性、SDGs)

○審査の流れ



・予備審査

申請者から提出された申請書類等について、必要事項を満たしているか、事務局で審査します。

・第1次審査(書面審査)

提出された申請書類等の内容について、審査します。審査の結果については、令和7年7月末頃(予定)に申請者に対して通知します。

・第2次審査(現物審査)

第1次審査を通過した申請商品について、現物を提出いただき審査します。申請商品の現物の提出方法については、別途第1次審査通過者に通知します。
審査の結果は令和7年8月中下旬(予定)に申請者に対して通知します。

9. 問合せ先

大阪府 環境農林水産部 流通対策室 ブランド戦略推進課 産業連携グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 23 階

電話番号：06-6210-9606(直通)

メールアドレス：ryutsutaisaku-g06@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪産（もん）名品認証基準

第1 趣旨

この基準は、大阪産（もん）名品認証制度実施要領（以下「実施要領」という。）第3条に規定する認証基準について定める。

第2 対象商品

大阪産（もん）名品として認証する加工食品は、実施要領第2条に規定する加工食品として知事が認める以下のものとする。

- （1）製造開始から50年以上が経過しているなど、時代を超えて愛され続ける加工食品
- （2）（1）に準じる加工食品

第3 審査項目

大阪産（もん）名品の認証にあたって審査する項目は別表のとおりとする。

第4 審査方法

認証に係る審査は、次の方法で行う。

（1）予備審査

申請者から提出された申請書類について、事務局は、申請者資格及び要件等に基づき予備審査を実施するものとする。

（2）第1次審査（書面審査）

申請者から提出された申請書類について、大阪産（もん）名品認証審査会委員（以下「委員」という。）各自は、大阪産（もん）名品認証第1次審査票により、認証基準の各項目に対して絶対評価方式による評価を行うこととし、各委員が審査した合計点の平均が50点以上のものが第2次審査に進むことができる。なお、委員の採点の平均点を算出する場合、小数点以下は切り捨てとする。

（3）第2次審査（現物審査）

第2次審査は、商品の現物審査を行い、合議制で審査を行うものとする。委員各自は、大阪産（もん）名品認証第2次審査票により、認証基準の各項目に対して絶対評価方式による評価を行うこととし、各委員の審査結果を基に討議をし、大阪産（もん）名品認証の適否について意見を取りまとめるものとする。

第5 費用負担

本認証基準に基づく審査に必要な申請及び現物審査に伴う現物の提供に要する経費は申請者の負担とする。なお、現物審査に用いた現物は返却しないものとする。

附則

- 1 この基準は、平成30年5月18日から施行する。
- 2 大阪産（もん）名品審査基準（平成22年8月3日施行）は廃止する。

附則

- 1 この基準は、令和4年3月18日から施行する。

(別表)

大阪産（もん）名品認証に係る審査項目

項目	内容
伝統	○大阪における伝統を有する ・商品が製造開始から 50 年以上が経過又はこれに準じると見込まれる ・最低年限 5 年
大阪らしさ	○大阪を連想させる取組みや物語がある ・商品又は当該商品を含む品目の発祥又は製造方法等到大阪との関りがある ・商品又は当該商品の製造方法等到大阪を連想させる取組みやエピソード、大阪ならではの歴史や文化等に根ざしたストーリー性がある ・地域特産品として認知されており、その認知度向上や府民への普及の取組みについて地域で積極的に貢献又は連携がなされている ・大阪の食の魅力発信に貢献すると期待できる ○大阪産(もん)を使用している又は主要な製造工程を大阪府内で行っている ・商品の特徴づける原材料として大阪産(もん)を使用している ・主要な製造工程を大阪府内で行っている
独自性	○類似の商品と比べて優位性や独自性がある ・商品の特性（品質、味、形状、デザイン、ネーミングなど）において、他の事業者等が製造する類似の商品と比較して大きな優位性、差異性がある ・伝統的製造技術を生かしている若しくは技術の維持・継承に努めている ・知的財産権の取得（出願）若しくは保護が図られている
信頼性	○高い品質と安全性を確保する取組みがある ・生産、製造、流通、販売までの各過程において、品質維持・向上のための優れた取組みや体制整備がなされている ・製造から販売まで一定の基準等を定めている ・HACCP に係る第三者認証や、衛生管理に係る表彰がある ○法令遵守及び顧客サービス体制が整備されている ・法令違反等の発生を防止する体制が整備されており、企業倫理が高い ・責任の所在が明確であり、社会的信用がある ・顧客からの苦情・要望等に対応する取組みがある ・トレーサビリティ、情報公開など信頼性を確保する取組みがある
市場性	○商品の売り上げ実績がある ・安定した売り上げ実績がある ・一定の支持を得ている（取引先からの評価や推薦、メディアでの紹介記事、消費者が主催するコンクール等への入賞実績等） ・商品の価格が内容量や食味に比して適正であり広く府民に受け入れられるものである ○販売体制が整っている ・取扱事業者や自社店舗、通信販売など十分な販売チャンネルを有している ・消費者が適切に、若しくは、容易に入手できる ○市場の拡大に向け、広報活動に積極的に取り組んでいる ・ホームページや SNS を活用した広報活動など販売拡大のための活動を行っている
将来性	○継続的な製造、販売が期待できる ・ブランドの維持や発展への考えがあり、取組の実施や事業計画がある ・意欲や熱意を持って製造や販売等を行っており、今後の事業展開に期待が持てる ○大阪産（もん）名品の普及、認知度向上、他の事業者等への波及効果が期待できる

項目	内容
SDGs	○申請者において、SDGs の達成に向けた取組みがある ・申請者が、SDGs（持続可能な開発目標）の 17 のゴールのいずれかの達成に向けた取組みを行っている ・取組みの内容についてホームページ等で公表している ○申請商品の製造・販売等において、環境に配慮した取組みがある ・商品の製造や販売等において、脱炭素、食品ロスの削減、脱プラスチックなど環境に配慮した取組みを行っている ・取組みの内容についてホームページ等で公表している